

令和2年5月25日開催

新庄市農業委員会第36回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（令和2年5月）議事録

1. 開催日時 令和2年5月25日（月）午前10時00分
2. 開催場所 新庄農業基盤管理センター
3. 出席委員（10名）

1番 浅沼 玲子	2番 今田 則雄
3番 丹 茂	5番 海藤 芳正
6番 笹 行也	8番 間 真一
9番 須田 雄二	11番 齋藤 謙二
12番 清水 哲夫	15番 星川 豊
4. 欠席した委員（9名）

4番 星川 吉和	7番 鶴巻 浩美
10番 高橋 敏行	13番 佐藤 啓右
14番 下山 秀一	16番 三原 康志
17番 佐藤 喜代志	18番 指村 貞芳
19番 森 良一	

5. 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名
日程第 2 議案第 143 号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 3 議案第 144 号 農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請
について
日程第 4 議案第 145 号 農地法第18条第1項の規定による許可申請
について
日程第 5 議案第 146 号 農用地利用集積計画について
日程第 6 報告第 109 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第 7 報告第 110 号 農業振興地域整備計画の変更について
日程第 8 報告第 111 号 農業者年金に関する裁定請求書等の確認について

6. 出席した事務局職員

事務局長 津藤 隆浩 主 査 早坂 和弥
主 事 長南 友紀

7. 総会議長

浅沼 玲子

8. 会議の概要

○議長

それでは、これより令和2年度新庄市農業委員会第36回総会を開催します。総会に入りますが、事務局より出席方の確認をお願いします。

○事務局長

現在の出席委員は10名です。欠席通告者は4番星川吉和委員、7番鶴巻浩美委員、10番高橋敏行委員、13番佐藤啓右委員、14番下山秀一委員、16番三原康志委員、17番佐藤喜代志委員、18番指村貞芳委員、19番森良一委員、の9名でございます。

従いまして、現に在任する委員の出席者が過半数を上回っておりますので、農業委員会法第27条第3項の規定により、本第36回総会が成立していることをご報告申し上げます。

では会長に議長をお願いいたします。

○議長

それでは議事に入ります。まず日程第1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。慣例により議長から指名させていただくことに異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に8番間真一委員と12番清水哲夫委員の両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の早坂和弥君と長南友紀君を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

次に日程第2、議案第143号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。それでは、事務局より議案の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第143号農地法第5条の規定による許可申請について、稲舟地区2件ございます。農地法第5条の規定による許可申請書の提出がございましたので、同条第3項の規定により意見を付して知事に送付したいので、ご審議の程どうぞよろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連しまして、担当委員の方から現地調査の結果についてご報告をお願いします。それでは稲舟地区1番について調査報告をお願いいたします。

○8番

稲舟地区1番につきまして、5月10日に〇〇さんとお母さん、株式会社柿崎工務所の方とお会いしてお話を聞いております。この場所は、通水が大変不便でありまして、水稻栽培からそばの栽培に移行しております。〇〇さんのお父さんが亡くなってから管理が大変ということで、数年前から耕作を行っておりません。双方合意であります。問題ないと判断いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長

それでは、稲舟地区2番について調査報告をお願いいたします。

○5番

稲舟地区2番につきまして、5月17日に調査いたしました。この件は、今年3月の総会で可決されましたが、設計の変更が必要となり、4月の総会で許可申請の取下げの報告を行ったものです。今回、再度申請するものであります。問題ないと判断いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第143号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第143号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

○議長

次に日程第3、議案第144号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請についてを上程いたします。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第144号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請について、新庄地区1件ございます。農地法第5条の規定による許可に係る転用事業計画変更申請の提出がございましたので、意見を付して知事に送付したいので、ご審議の程、どうぞよろしく願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連しまして、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは新庄地区1番について調査報告をお願いいたします。

○15番

議案第144号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請について、新庄地区1番について、5月17日に調査確認しました。事由は詳細のとおりであり、問題無いと判断いたしましたので、よろしく願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第144号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第144号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請については、原案のとおり可決決定されました。

○議長

次に日程第4、議案第145号農地法第18条第1項の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第145号農地法第18条第1項の規定による許可申請について、同法第18条第1項の規定による許可申請の提出が八向地区より1件ございましたので、同法施行規則第22条第2項の規定により、意見を付して市長に送付したいので、ご審議の程、どうぞよろしくお願いたします。

○議長

ただいまの提案に関連しまして、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは八向地区1番について調査報告をお願いします。

○12番

議案第145号農地法第18条第1項の規定による許可申請について、八向地区1番について、5月17日に調査確認しました。事由は詳細のとおりであり、問題無いと判断いたしましたので、よろしくお願いたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第145号農地法第18条第1項の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第145号農地法第18条第1項の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

○議長

次に日程第5、議案第146号農用地利用集積計画についてを上程します。それでは、事務局より議案の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第146号農用地利用集積計画につきまして、新庄地区1件、萩野地区1件ございます。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会に付議いたします。計画内容は記載のとおりです。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。それでは、これより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のあった賃借権設定2件について、質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第146号農用地利用集積計画については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第146号農用地利用集積計画については、原案のとおり可決決定されました。

○議長

それでは報告案件に入ります。

日程第6、報告第109号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第109号農地法第3条の3第1項の規定による届出につきまして、新庄地区1件、八向地区1件ございます。農地法第3条の3第1項の規定による届出書の提出がございました。届出内容について確認した件をご報告いたします。よろしくお願いいたします。

○議長

ご苦労様でした。ただいまの報告第109号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第109号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり可決承認されました。

○議長

次に日程第7、報告第110号農業振興地域整備計画の変更についてを上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

報告第110号農業振興地域整備計画の変更につきまして、萩野地区1件ございます。農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定により、意見を求められました。記載の内容について適当と確認しましたので報告いたします。よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第110号農業振興地域整備計画の変更について、質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第110号農業振興地域整備計画の変更については、原案の通り可決承認されました。

○議長

次に日程第8、報告第111号農業者年金に関する裁定請求書等の確認についてを上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

報告第111号農業者年金に関する裁定請求書等の確認につきまして、萩野地区1件の農業者年金の裁定請求書の提出がございました。確認いたしましたので、ご報告いたします。よろしく申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第111号農業者年金に関する裁定請求書等の確認について、質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第111号農業者年金に関する裁定請求書等の確認については、原案の通り可決承認されました。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

これで、新庄市農業委員会第36回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

令和2年5月25日

新庄市農業委員会

議 長 浅沼 玲子

議事録署名委員 間 真一

議事録署名委員 清水 哲夫